

II 治験実施中 (注1)

文書の種類		保存場所			
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概要	治験依頼者による治験		自ら治験を実施する者による治験
			医療機関 (注2)	治験依頼者	医療機関 (注3)
32. 医療機関での治験薬の保管・管理記録	32.1 医療機関での治験薬の保管・管理記録 [第39条]	医療機関の長又は治験薬管理者が、治験依頼者又は自ら治験を実施する者の定めた手順書及び基本基準を遵守して治験薬を保管、管理していることを示す記録。	○	○ (写)	○ (写)
	32.2 治験薬の投与記録 [第39条]	治験実施計画書に規定された量の治験薬が被験者に投与されたことを示す記録。	○		○
33. 治験実施計画書からの逸脱記録	33.1 治験実施計画書からの逸脱記録 [第46条]	治験責任医師が全ての逸脱とその理由等を説明した記録。	○ (写)	○	○ (正及び写)
34. 治験実施計画書からの緊急の逸脱又は変更の記録	治験実施計画書からの緊急の逸脱又は変更の記録 [第46条]	医療上やむを得ない理由のために、治験責任医師が逸脱又は変更を行った場合、その内容及び理由等を記述した通知文書。			
	34.1 治験責任医師が実施医療機関の長及び実施医療機関の長を経由して治験審査委員会に提出した文書	実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師との間の文書のやり取りを行う必要はないこと。この場合にあっては、治験責任医師は、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記して治験審査委員会宛通知すること。	○		○

Ⅱ 治験実施中 (注1)

文書の種類		文書の名称	当該文書に含まれる事項	概 要	保存場所			
					治療 機関 (注2)	治療 依頼者	治療依頼者 による治療	自ら治療を実施 する者による治療
			34.2 治療責任医師が治療依頼者に提出した 文書			○		医療機関 (注3)
								自ら治療を 実施する者
35. 治験実施計画書から の緊急の逸脱又は変更 に関する文書			35. 治験実施計画書からの緊急の逸脱又は変更に 関する文書 [第46条]	治験実施計画書からの緊急の逸脱又は変更について、治療審 査委員会が承認、医療機関の長が了承及び治療依頼者が合意 したことを示す文書。				
			35.1 治療審査委員会の承認の文書	医療機関の長宛	○		○	
			35.2 医療機関の長の了承の文書	治療責任医師宛 治療審査委員会の決定と医療機関の長の指示決定が同じ場合 には、35.1 治療審査委員会の承認の文書に医療機関の長が記 名捺印又は署名することで本文書に代えることができる。	○		○	
			35.3 治療依頼者の合意の文書	医療機関の長宛	○	○		
36. 治療の変更に関する 治療責任医師の報告書			36.1 治療の変更に関する治療責任医師の報 告書 [第46条]	治療の実施に重大な影響を与え、又は被験者の危険を増大さ せるような治療のあらゆる変更に関する報告書。	○	○	○	○

II 治験実施中 (注1)

文書の種類		保存場所			
		治験依頼者による治験		自ら治験を実施する者による治験	
文書の名称	当該文書に含まれる事項	医療機関 (注2)	治験依頼者	医療機関 (注3)	自ら治験を実施する者
37. 予定より早い治験薬割付けコードの開封記録	37.1 予定より早い治験薬割付けコードの開封記録 [第46条]	○ (写)	○	○ (写)	○
38. 記名捺印又は署名済み症例報告書	38.1 記名捺印又は署名済み症例報告書 [第47条] 1) 原資料との矛盾を説明した記録 [第47条] 2) 症例報告書の変更及び修正記録 [第47条]	○ (写)	○	○ (写)	○
39. 被験者登録に関する文書	39.1 被験者登録に関する文書 1) 被験者識別コードのリスト [第47条] 2) 治験を終了又は中止・中断した被験者識別コードのリスト	○	○	○	○

II 治験実施中 (注1)

文書の種類		保存場所			
		治験依頼者による治験		治験依頼者	自ら治験を実施する者による治験
文書の名称	当該文書に含まれる事項	医療機関 (注2)	治験依頼者	医療機関 (注3)	自ら治験を実施する者
	3) 被験者登録名簿				
	4) 被験者のスクリーニング名簿				
40. 原資料	40.1 原資料 [第41条]	○		○	
41. 署名・印影一覧表	41.1 署名・印影一覧表	○ (写)	○	○ (写)	○
42. 治験の現況の概要に関する文書	42.1 治験の現況の概要に関する文書 [第48条]	○		○	
43. 治験責任医師からの有害事象報告	43.1 治験依頼者又は治験薬提供者へ報告された重篤な有害事象 [第48条]	○ (写)	○	○ (写)	

II 治験実施中 (注1)

文書の種類		保存場所			
		治験依頼者による治験		自ら治験を実施する者による治験	
		医療機関 (注2)	治験依頼者	医療機関 (注3)	自ら治験を実施する者
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概 要			
	43.2 医療機関の長へ報告された重篤な有害事象 [第48条]	全ての重篤な有害事象に関する医療機関の長への報告 (重篤で予測できない副作用の特定が必要)。なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記して43.1を通知することとで、本報告を行う必要はないこと。ただし、この場合、重篤で予測できない副作用を特定した上で、43.1の報告を行う必要があること。			
	43.3 治験依頼者又は治験薬提供者へ報告された重篤な有害事象 [第48条]	治験実施計画書で安全性評価に重要と規定された有害事象に関する治験依頼者又は治験薬提供者への報告。			
44. 治験への参加について被験者等の意思を確認した記録	44.1 記名捺印又は署名済み同意文書 (改訂版を含む。) [第50条、第52条、第54条]	○ (写)	○	○ (写)	○ (写)
	1) 代諾者と被験者の関係を示す記録 [第50条]	被験者が治験に参加する前に、被験者 (代諾者) が治験への参加について文書で同意したことを示す文書 (改訂された同意文書及びその他の説明文書を用いて被験者 (代諾者) に改めて説明し、治験への継続参加について文書による同意を得た場合も含む。)			
		代諾者から同意を得た場合、代諾者と被験者の関係を示す記録。			

Ⅱ 治験実施中 (注1)

文書の種類		保存場所			
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概 要	治験依頼者による治験		
			医療機関 (注2)	治療依頼者	自ら治験を実施する者による治験
	2) 立会人の記名捺印又は署名済み同意文書 [第52条]	被験者 (代諾者) が同意文書及びその他の説明文書を読むことができない場合、公正な立会人が同意文書に記名捺印又は署名した文書。			医療機関 (注3)
	44.2 被験者 (代諾者) の、事後の記名捺印又は署名済み同意文書 [第55条]	緊急状況下における救命的治験で、被験者 (代諾者) から事前の同意を得ることが不可能であった場合、事後に被験者 (代諾者) から治験への継続参加について文書で同意を得たことを示す文書。	○		○
	44.3 記名捺印又は署名済み同意文書写し等を被験者に渡した記録 [第53条]	記名捺印又は署名済み同意文書の写し及びその他の説明文書を被験者 (代諾者) に渡した記録 (改訂された場合を含む。)	○		○
	44.4 治験への継続参加に関する被験者 (代諾者) の意思を確認した記録 [第54条]	治験への継続参加に影響を与える可能性のある情報が得られた場合、当該情報を被験者 (代諾者) に伝え、継続参加について被験者 (代諾者) の意思を確認した記録。	○		○

II 治験実施中 (注1)

文書の種類			保存場所			
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概 要	治験依頼者 による治験	治療 機関 (注2)	治療 依頼者	自ら治験を実施 する者による治験
			医療 機関 (注3)	医療機関 (注3)		
45. 治験依頼者の治験薬 交付及び取扱い記録又は は自ら治験を実施する者 の治験薬の入手及び取 扱いの記録	45.1 治験依頼者の治験薬交付及び取扱い 記録又は自ら治験を実施する者の治験薬の 入手の記録 [企業：第16条、医師：第26条の2]	治験依頼者が治験薬を適正に出荷、受領、処分、返却及び廃 棄した記録。 自ら治験を実施する者が治験薬を適正に入手、処分、返却及 び廃棄した記録。	○		○	○
46. 治験依頼者又はは自ら 治験を実施する者からの 安全性に関する通知・報 告文書	46.1 被験者の安全に悪影響を及ぼす情報に 関する治験依頼者又はは自ら治験を実施する 者の通知書 [企業：第20条、医師：第26条の6]	被験者の安全に悪影響を及ぼし、治験の実施に影響を与え、 又は治験継続に関する治験審査委員会の承認を変更する可能 性のある情報を、全ての治験責任医師、医療機関の長に通知 した文書。なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人 物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書 きを連記することで、一の文書として差し支えない。	○	○	○	○ (写)
	46.2 重篤で予測できない副作用等の報告 [企業：第20条、医師：第26条の6]	重篤で予測できない副作用等を全ての治験責任医師、医療機 関の長及び規制当局に報告した文書。なお、実施医療機関の 長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関 の長と治験責任医師の肩書を連記することで、一の文書と して差し支えない。	○	○	○	○ (写)

II 治験実施中 (注1)

文書の種類			保存場所			
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概 要	治験依頼者 による治験		自ら治験を実施 する者による治験	
			医療 機関 (注2)	治験 依頼者 (写)	医療機関 (注3)	自ら治験を 実施する者 (写)
	46.3 治験薬概要書の改訂前に報告する安全性情報 [企業：第8条、第20条 医師：第15条の5、第26条の6]	新たな重要な情報が国内外から得られた場合、治験薬概要書の改訂に先立って、治験責任医師、医療機関の長及び規制当局に報告した文書。なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記することで、一の文書として差し支えない。	○	○ (写)	○	○ (写)
47. 治験への参加打切り に関する報告文書	47.1 治験への参加打切りに関する報告文書 [企業：第24条、医師：第26条の10]	モニタリング及び監査によって、治験責任医師又は医療機関による重大又は継続した不遵守が発見された場合に、当該治験責任医師又は医療機関の治験への参加を治験依頼者又は自ら治験を実施する者が打切ったことを規制当局に報告した文書。		○ (写)		○ (写)
48. 治験計画変更届書 (控)	48.1 治験計画変更届書 (控) [規則第270条]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に治験計画変更届書を提出したことを示す文書。		○		○
49. 体液又は組織標本の 保存記録 (ある場合)	49.1 体液又は組織標本の保存記録 (ある場合)	再検査の必要性がある場合には保存サンプルの保存場所とその内容を示す記録。	○	○	○	○

Ⅲ 治験の終了又は中止・中断後 (注1)

文書の種類		文書の名称	当該文書に含まれる事項	概要	保存場所			
					治験依頼者 による治験	治療 機関 (注2)	治療 依頼者	自ら治験を実施 する者による治験 医療機関 (注3)
50. 治験の中止・中断又は被験薬の開発中止の通知文書	50. 治験の中止・中断又は被験薬の開発中止の通知文書	50. 治験の中止・中断又は被験薬の開発中止の通知文書	治験の中止・中断又は被験薬の開発中止の通知文書	治験依頼者が治験を中止・中断又は当該治験により収集された臨床試験成績に関する資料を承認申請書に添付しないことを決定した場合、又は自ら治験を実施する者が治験を中止・中断あるいは当該治験により収集された臨床試験成績に関する資料が承認申請書に添付されないことを知り得た場合。				自ら治験を実施する者
50.1 治験依頼者又は自ら治験を実施する者から医療機関の長宛 [企業：第24条、医師：第26条の10]	50.1 治験依頼者又は自ら治験を実施する者から医療機関の長宛 [企業：第24条、医師：第26条の10]	50.1 治験依頼者又は自ら治験を実施する者から医療機関の長宛 [企業：第24条、医師：第26条の10]	治験依頼者が全ての医療機関の長及び規制当局にその旨と理由の詳細を通知する文書。 自ら治験を実施する者による治験では自ら治験を実施する者が医療機関の長及び規制当局にその旨と理由の詳細を通知する文書。	治験依頼者が全ての医療機関の長及び規制当局にその旨と理由の詳細を通知する文書。	○	○	○	○
50.2 医療機関の長から治験責任医師及び治験審査委員会宛 [第40条]	50.2 医療機関の長から治験責任医師及び治験審査委員会宛 [第40条]	50.2 医療機関の長から治験責任医師及び治験審査委員会宛 [第40条]	医療機関の長が治験責任医師及び治験審査委員会にその旨を詳細に説明する文書。なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師との間の文書のやりとりを行う必要はないこと。この場合にあつては、実施医療機関の長は、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記して治験審査委員会宛通知すること。	医療機関の長が治験責任医師及び治験審査委員会にその旨を詳細に説明する文書。なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師との間の文書のやりとりを行う必要はないこと。この場合にあつては、実施医療機関の長は、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記して治験審査委員会宛通知すること。	○	○	○	○

Ⅲ 治験の終了又は中止・中断後 (注1)

文書の種類			保存場所			
			治験依頼者 による治験		自ら治験を実施 する者による治験	
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概 要	医療 機関 (注2)	治験 依頼者	医療機関 (注3)	自ら治験を 実施する者
51. 治験の中止又は中断 の報告書	治験の中止又は中断の報告書	治験責任医師が治験を中止又は中断した場合。				
	51.1 治験責任医師から医療機関の長宛 [第49条]	治験責任医師が医療機関の長にその旨を詳細に説明した文書。なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記して51.2の文書を通知することで、本報告を行う必要はないこと。	○		○	
	51.2 医療機関の長から治験依頼者及び治験 審査委員会宛 [第40条]	医療機関の長が治験依頼者及び治験審査委員会にその旨を詳細に説明した文書。	○	○	○	
52. 治験責任医師からの 治験の終了報告文書	52.1 治験責任医師からの治験の終了報告文書 [第49条]	治験責任医師が医療機関の長に治験の終了と治験結果の概要を報告した文書。なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記して53.1の文書を通知することで、本報告を行う必要はないこと。	○		○	
53. 医療機関の長からの 治験の終了通知文書	53.1 医療機関の長からの治験の終了通知文書 [第40条]	医療機関の長が治験審査委員会及び治験依頼者に治験結果の概要とともに治験の終了を通知した文書。	○	○	○	

Ⅲ 治験の終了又は中止・中断後 (注1)

文書の種類			保存場所			
			治験依頼者 による治験	治験 依頼者	医療機関 による治験	医療機関 による治験
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概 要	医療 機関 (注 2)	治験 依頼者	医療機関 (注 3)	自ら治験を 実施する者
54. 治験の総括報告書	54.1 治験の総括報告書 [企業：第 25 条、医師：第 26 条の 11]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が本基準等に従って作成し、規制当局の求めに応じて提出する文書。		○		○
55. 監査記録	55.1 監査記録 [企業：第 23 条、医師：第 26 条の 9]	監査担当者が監査で発見した事項を記録した文書。		○		○
56. 監査報告書	56.1 監査報告書 [企業：第 23 条、医師：第 26 条の 9]	監査担当者が監査の記録に基づき監査報告書を作成し、治験依頼者による治験では治験依頼者、自ら治験を実施する者による治験では自ら治験を実施する者と実施医療機関の長に提出した文書。		○	○	○
57. 監査証明書	57.1 監査証明書 [企業：第 23 条、医師：第 26 条の 9]	監査担当者が、監査を行った治験について監査証明書を作成し、治験依頼者による治験では治験依頼者、自ら治験を実施する者による治験では自ら治験を実施する者と実施医療機関の長に提出した文書。		○	○	○
58. 治験終了届書 (控)	58.1 治験終了届書 (控) [規則第 270 条]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に治験終了届書を提出したことを示す文書。		○		○

Ⅲ 治験の終了又は中止・中断後 (注1)

文書の種類			保存場所		
文書の名称	当該文書に含まれる事項	概要	治験依頼者による治験		自ら治験を実施する者による治験
			医療機関 (注2)	治験依頼者	医療機関 (注3)
59. 治験中止届書 (控)	59.1 治験中止届書 (控) [規則第270条]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に治験中止届書を提出したことを示す文書。		○	○
60. 開発中止届書 (控)	60.1 開発中止届書 (控)	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に被験薬の開発中止届書を提出したことを示す文書。		○	○